

日本農業法人協会の概要と会員向けサービスについて

< 目次 >

I 現状	1
II 会員概況 (2021農業法人実態調査抜粋)	2
III 当協会の主な活動	
(1) 調査・政策提言活動	7
(2) 次世代農業サミット、人事評価制度調査事業	17
(3) 保険、情報提供、その他、アグリサポート倶楽部 Farm Loveイベント	19
(4) SNSを通じた情報発信について	25

令和5年4月

公益社団法人日本農業法人協会



I-1. 【現状】 日本農業法人協会の現状

日本で唯一の全国的な農業法人のネットワーク組織

(名 称) 公益社団法人日本農業法人協会

(所在地) 東京都千代田区二番町 9 - 8 中央労働基準協会ビル 1F

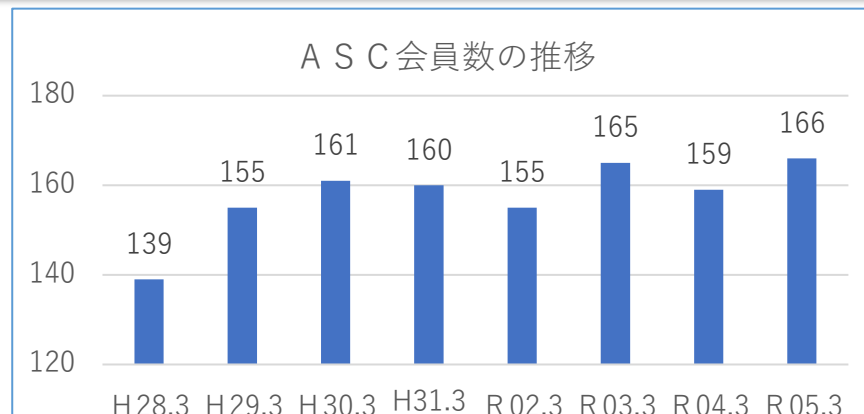
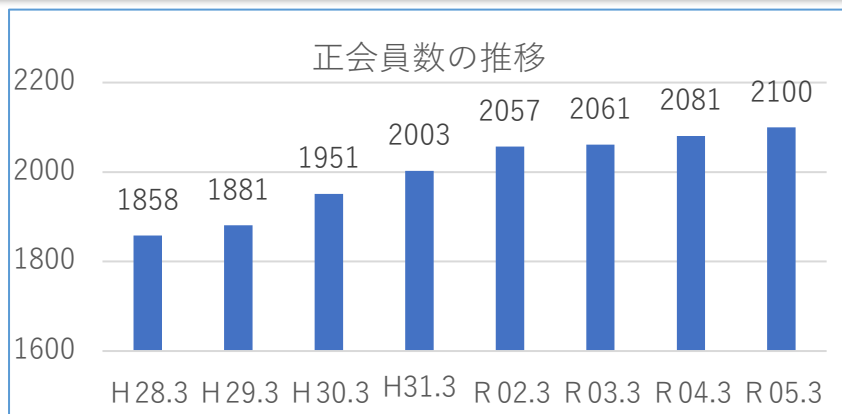
(設立日) 平成 1 1 年 6 月 2 8 日

(目 的) わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与する

(会 員) 正会員 : **2,100**

賛助会員 : **7** (一社) 全国農業会議所、J A 全中、J A 全農、農林中央金庫、J A 共済連、(一社) 全国農業経営コンサルタント協会、(一社) 日本フードサービス協会

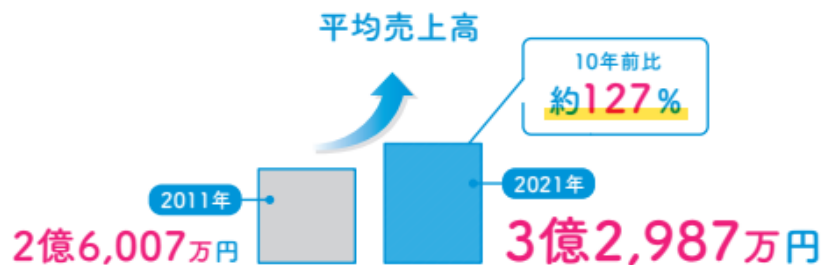
アグリサポート倶楽部会員 : **166**
(会員数は令和 5 年 3 月 31 日現在)



II 会員概況

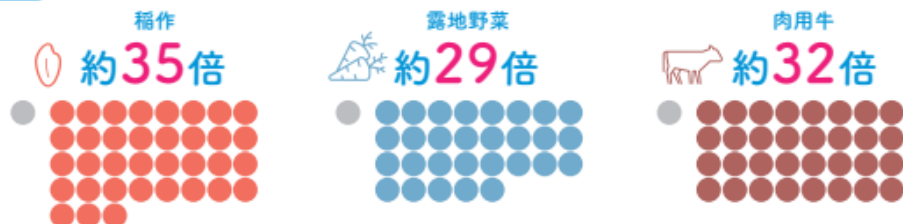
会員概況① (2021農業法人白書抜粋)

売上



経営

経営規模(全国比) [●=全国平均]

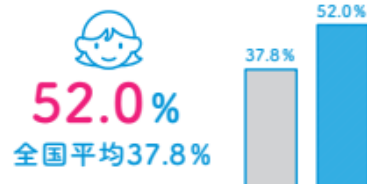


現在の経営課題

第1位
資材コスト



女性の経営参画



経営者平均年齢

59.2歳

全国平均67.8歳

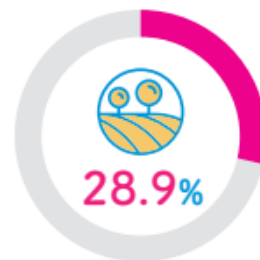


取組み

海外事業展開の
取組みや検討



有機農業への
取組み



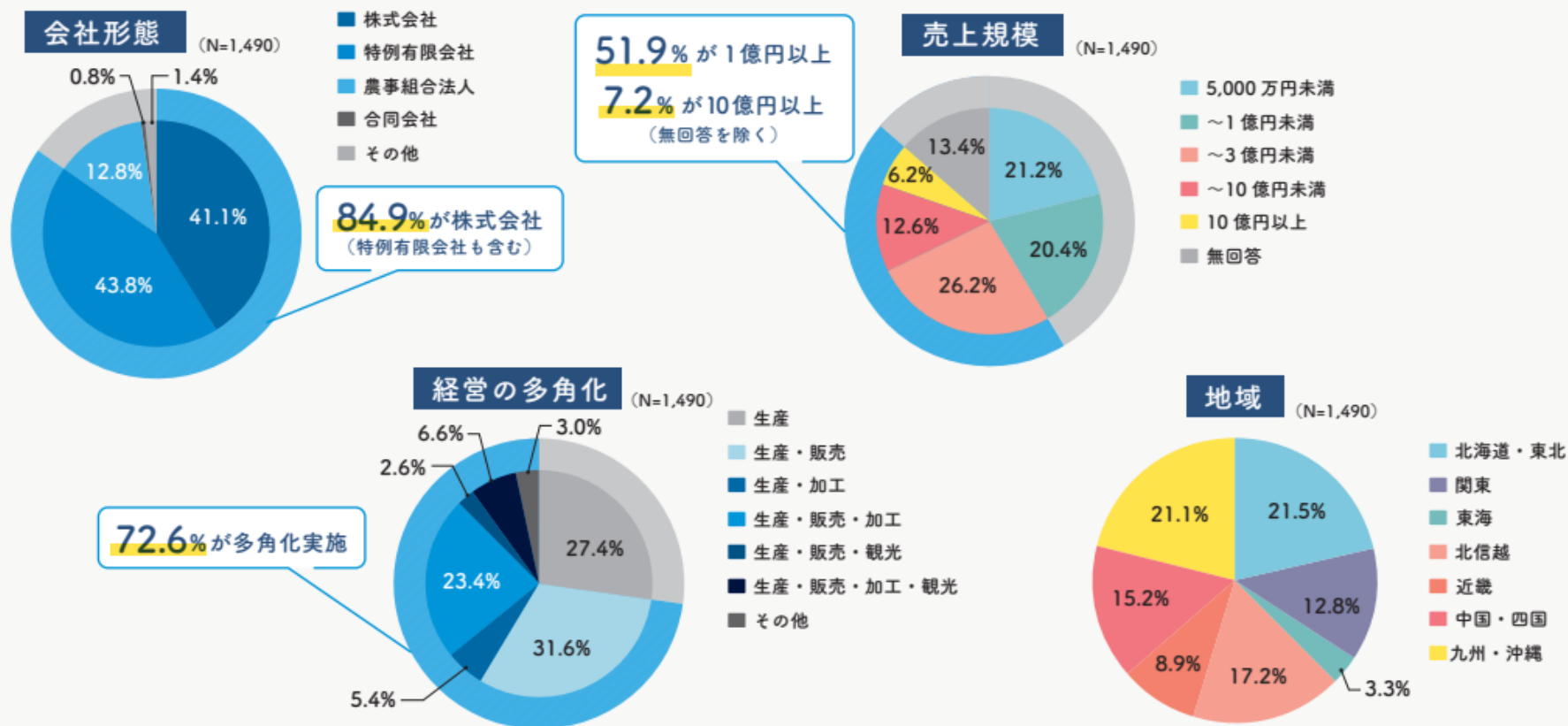
調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
農業法人実態調査	2021年11月～2022年3月	2,068	1,490	72.1%

調査対象：公益社団法人日本農業法人協会会員
実施方法：郵送留置法

II 会員概況

会員概況② (2021農業法人白書抜粋)

- 会社形態は、特例有限会社を含む株式会社が84.9%。
- 生産以外にも加工や販売など多角化に取り組んでいる先は72.6%。
- 売上規模の回答があった先のうち、1億円以上の先は51.9%、10億円以上の先は7.2%。



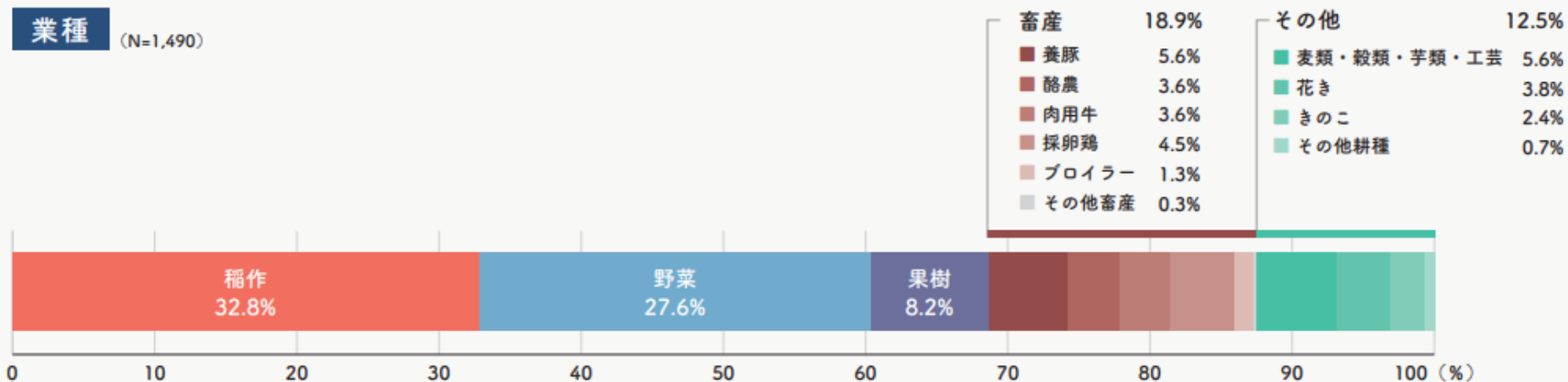
II 会員概況

業種 (2021農業法人白書抜粋)

■ 業種[※]では「稲作」が最も多く 32.8%、次いで「野菜」が 27.6%、「畜産」が 18.9%。

※業種は主たる業種を集計。

業種 (N=1,490)



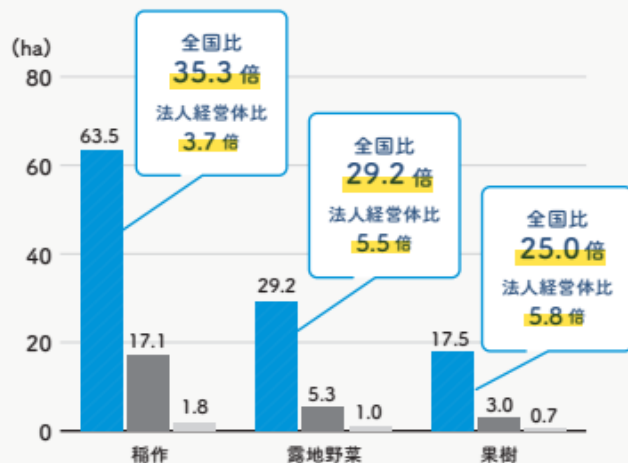
II 会員概況

経営規模 < 土地利用型 > (2021農業法人白書抜粋)

- 経営規模は、全国平均と比べ、「稲作」35.3倍、「露地野菜」29.2倍、「果樹」25.0倍、「施設園芸」7.8倍。
- 「稲作」を15ha以上耕作している経営体の割合は、当協会会員は92.1%、全国は1.8%と会員の経営規模は大きい先が多い。

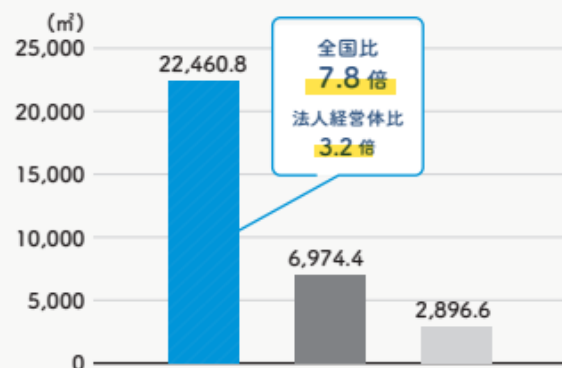
耕種

- …当協会会員平均
稲作 N=483
露地野菜 N=177
果樹 N=107
- …法人経営体平均※
- …全国平均※



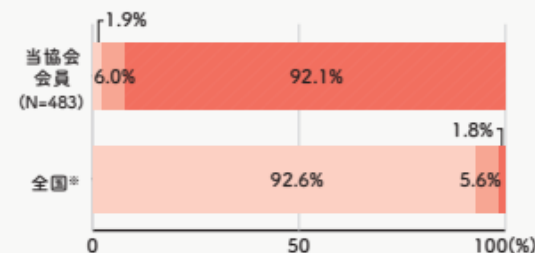
施設園芸

- …当協会会員平均
施設野菜・施設花き
N=225
- …法人経営体平均※
- …全国平均※



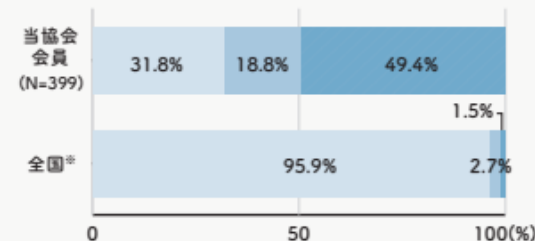
稲作

- 5ha未満
- 5ha以上～15ha未満
- 15ha以上



野菜

- 5ha未満
- 5ha以上～10ha未満
- 10ha以上



果樹

- 3ha未満
- 3ha以上～5ha未満
- 5ha以上

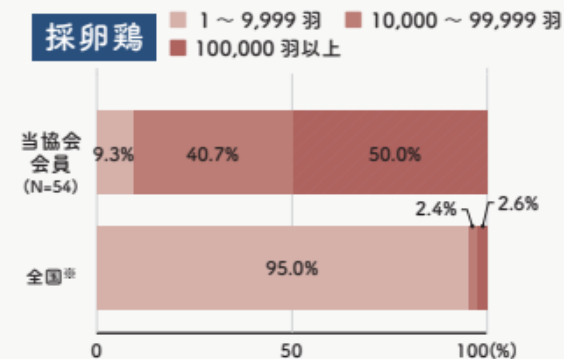
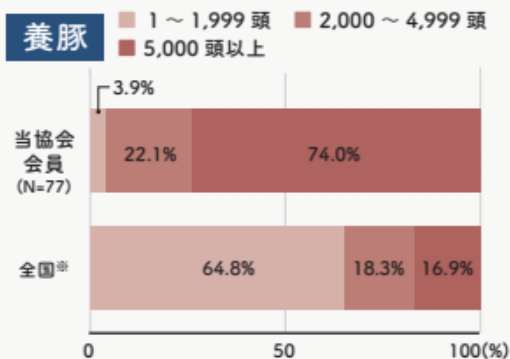
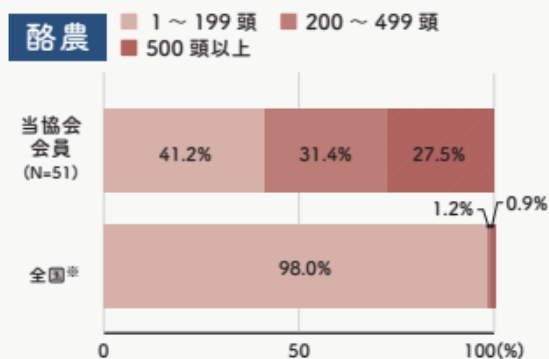
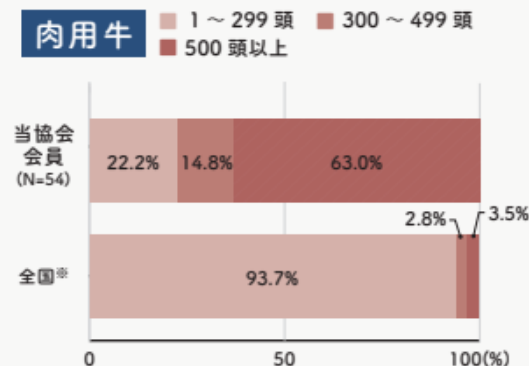
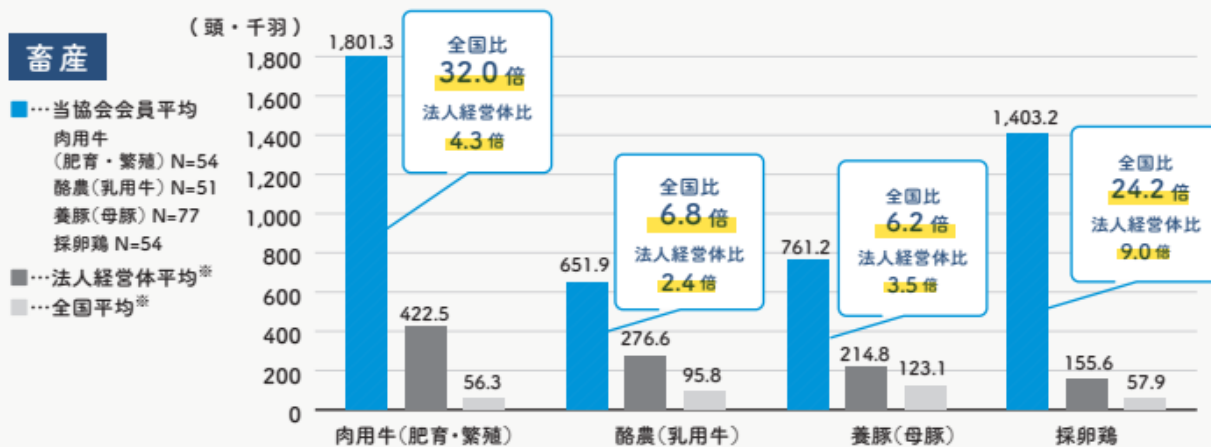


※「2020年農業センサス」(農林水産省) (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/>) をもとに (公社) 日本農業法人協会作成。(以下、「2020年農業センサス」と表記)

II 会員概況

経営規模＜畜産＞ (2021農業法人白書抜粋)

- 畜産においては、全国平均と比べ「肉用牛」32.0倍、「酪農」6.8倍、「養豚」6.2倍、「採卵鶏」24.2倍。
- 「肉用牛」をはじめ、畜産でも大規模層の割合が全国と比べ非常に大きい。



※ 2020年農林業センサス

Ⅲ－(1). 【当協会の主な活動】 調査・政策提言活動 会員意見等を集約し、毎年プロ農業経営者からの提言を行っています

日本農業法人協会の政策提言(概要)

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～ 効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を中心とした食料・農業・農村基本法の堅持及び食料安全保障に向けて ～

目指す経営の姿

令和5年3月16日 公益社団法人 日本農業法人協会

- 我々は、農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 会員は我が国の農業経営のリーダーとして自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の経営改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

1 食料の安定供給に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">■世界の食料生産の不安定化、輸入生産資材等の調達量の減少、気候変動などに伴う食料安全保障上のリスクに対応できる農業生産構造の確立、生産資材の国内代替転換や備蓄などを早期に実現すること。■国内の農業生産力を堅持するため、地域の中心となる担い手の確保のほか、本気で農業に取り組む企業の参入、担い手の農作業等を補完する農業支援サービス事業者の育成等を促進すること。
2 農地利用の効率化	<ul style="list-style-type: none">■農業法人など地域農業の担い手への農地の集積・集約化を進めるにあたり、農業者の意見を十分に踏まえた「地域計画」の策定と農地バンクの活性化を図るとともに、スマート農業など効率的な農業生産ができる環境を実現するための基盤整備等を強力に推進すること。
3 経営人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none">■離農する農業者の増加に伴う農業経営の規模拡大、事業の多角化などを支え、かつスマート農業を生かして持続的な農業経営の発展を実現するため、経営能力・経営感覚を有する農業法人の経営者・新規就農者・女性農業者などの担い手を育成・確保すること。■技術開発や人材育成について、農業界と経済界が連携して両者がともに発展できる環境を整備すること。
4 農業所得の向上に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">■農業経営者による国内外の需要に応じた生産・販売を促進し、高品質な農産物を安定的に継続して供給できる環境を整備するための支援策を講じること。■農産物の生産コストを適正に販売価格に反映し、農業経営を継続できる仕組みの構築やセーフティネットを拡充するとともに、農業に対する食品関連業者や国民の理解醸成を図ること。■技術開発による生産性の向上、生産資材及び流通コストの削減等が実現できる構造改革を着実に進めること。
5 経営リスクへの対応と環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none">■大規模な自然災害や家畜の伝染性疾病などの経営リスクに対する予防措置とセーフティネット対策を充実させること。■「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、脱炭素化、有機農業などの持続的生産体制の構築などに本気で取り組む農業経営者に必要な支援策を講じるとともに、環境にやさしい持続可能な農業及び消費拡大に対する国民の理解醸成を図ること。

- コスト高騰、生産資材等輸入の懸念、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、少子・高齢化等のなかで、農業は新たな時代に対応するための変革を求められている。
- しかし、経営努力で解決できない政策面での課題は政策面で解決することが必要。このため、日本農業の一層の発展、目指す経営の姿の実現に向け、政策提言を行う。

- 日本農業法人協会は、「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意のあるプロ農業法人の全国組織。

調査・政策提言の施策への反映状況【未定稿】

(令和5年4月)

過去5年の政策提言で施策に反映された主なもの（見込み含む） <抜粋>

No.	内容	措置事項	年度
1	農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の見直し	通知による許可申請手続きの簡素化の再周知徹底	令和3年度
2	業種横断的な規制（畜舎建築規制等）の農業分野に対する適用の適格化	新法による畜舎建築規制の緩和	令和4年度
3	消防法に基づく規制の見直し	特例制度運用の全国的な統一化	令和4年度
4	農産物検査の見直し①	検査方法など制度の見直し	令和3年度
5	農産物規格・検査の見直し②	表示の緩和など制度の見直し	令和3年度
6	肥料取締法の見直し	配合肥料生産の可能など制度見直し	令和2年度
7	物流の効率化	関係者による検討を開始	令和2年4月 中間報告
8	農地中間管理事業の見直し	法改正による手続きの簡素化等	令和元年度
9	農地所有適格法人の要件緩和	法改正による要件の緩和	令和元年度
10	認定農業者制度の広域認定	法改正による広域認定制度創設	令和2年度
11	コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大	法改正による制度見直し	平成30年度
12	令和2年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続	経過措置を継続	令和2年度
13	種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立	経過措置を継続	令和3年度

調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 (令和5年4月)

項目	<p>1 農耕トラクタの特殊車両通行許可手続きの簡素化についての周知徹底 (令和3年3月「農業用トラクタ公道走行に関する会員の声」アンケート結果)</p>	<p>2 業種横断的な規制（畜舎建築規制等）の農業分野に対する適用の適格化 (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」II-2-(2)) (令和元年12月6日「畜舎等の建築規制等に関する要請」)</p>
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 許可申請時の申請書類の削減、申請書の作成方法の明確化（分かりづらい）、複数書類の作成の省略などのほか、許可制度の周知、全幅規制の緩和等。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般的な建築物と畜舎等では、利用実態が大きく異なることから、畜舎等に対しては建築基準法を適用除外とするなど、業種横断的な法規制の適用に当たっては農業現場の実情を十分に踏まえた運用とするべき。
政策・施策の措置概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和4年3月29日付け国土交通省道路局道路交通管理課長通知で以下について、再度周知徹底。 ➤ 申請経路が2以上の道路管理者の管理道路に係るもので、国が管理する道路を含む場合は国に申請、都道府県又は指定市のみが管理する道路を含む場合は、1の都道府県又は指定市に申請をすることで可。 ➤ 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とする。 ➤ 「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第2章表-2.1の例外として、その規定によらず通行条件を決定することを可。 ➤ 詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できる。このため、道路管理者は、審査に不必要な場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めないようにする。 ➤ 農耕トラクタの特車申請マニュアルを作成し、国土交通省HPに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和元年6月21日付「規制改革実施計画」（閣議決定）において、畜舎に関する規制の見直しが検討対象として掲げられ、令和元年に検討を開始し、同2年上期までに結論を出し、同3年上期までに措置すべきとされた。 ➤ 上記に基づき、令和2年2月～3月にかけて農水省が「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を開催（当協会も、意見書を提出）。令和2年5月26日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、畜舎に関する規制の見直しが議題に上がり、建築基準の見直しについて検討が加速。 ➤ また、令和2年7月17日閣議決定された「規制改革実施計画」において、畜舎に関する規制の見直しが記載され、一定の基準の下、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法についての法律案を整備すると共に、並行して、法律案に含まれる基準の具体的内容の検討及び消防法規制についても検討。 ➤ これを受け「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が令和3年5月19日に交付され、令和4年4月施行予定。

<p>項目</p>	<p>3 消防法に基づく規制の見直し (令和2年5月22日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-4-(6)②) (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2))</p>	<p>4 農産物検査の見直し① (令和2年5月22日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-4-(6)①・③) (令和2年1月31日「農産物検査法に関する要請」) (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-(3))</p>
<p>提言内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようになるため、農業用施設(畜舎、園芸施設等)に関する建築規制、農産物検査法などの各種規制を順次、抜本的に見直すが必要。 ➢ 特に、建築規制については、主要輸出国における建築規制の実態をよく調査し、国際競争力の向上の観点から、規制を徹底して見直すことが必要。 ➢ また、消防法に基づく規制についても、同様の観点から見直すことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 米穀の農産物検査の見直しにあたっては、農業者のコスト低減、所得向上につなげると共に、農業者の創意工夫や米の優良性が、消費者に伝わり、米の消費拡大を促す仕組みになるよう検討を進めることが必要。
<p>政策・施策の措置概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記2の畜舎の建築規制の見直しに関連し、畜舎の防火面についても検討。 ➢ 規制改革推進会議(令和3年6月1日答申)を受け、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、畜舎における消防用設備等の特例基準について検討。 ➢ この結果、総務省消防庁は令和3年11月16日に「畜舎のほか、関連施設や堆肥舎について、一定の要件を満たす場合は、消防用施設などの設置について消火器以外のものは原則不要などとする特例基準を適用することが適当」であるとする検討結果を公表。 ➢ 上記2の「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行時期(令和4年4月1日)を目途に、上記特例基準のあり方を消防機関及び畜産関係者に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。 ➢ 「とりまとめ」を踏まえ、令和3年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、同年12月には機械鑑定を前提とした農産物検査規格等の内容について有識者から了承を得たところ。なお、これらには当協会会員が実務的等作業に協力。 ➢ この結果、 <ol style="list-style-type: none"> ① 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定(令和4年産米から適用) ② サンプリング方式の見直し(令和3年産米から適用) ③ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止(令和3年産米から適用) ④ 銘柄の検査方法等の見直し(令和4年産米から適用) ⑤ 荷造り・包装規格の見直し(令和4年産米から適用) ⑥ AI画像解析などによる次世代穀粒判別器の開発(令和3年度予算措置済) ⑦ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し(令和2年度措置済)が措置。

項目	<p>5 農産物規格・検査の見直し② (令和2年1月31日「農産物検査法に関する要請」 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-(3))</p>	<p>6 肥料取締法の見直し (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(6))</p>
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農産物検査は、米穀等の品種や産地、品位、産年を証明する検査であり、国が統一した規格を定めることで流通段階において円滑な取引が行われてきたが、米流通の多様化により生産者から実需者への直接販売拡大など、規格が取引に利用されないケースが増えてきている。しかし、生産者側としては、取引には利用されないにもかかわらず、農産物検査が米のいわゆる3点セット表示(産地、品種、産年)や収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等の国の交付金の交付要件となっていることから、検査費用や繁忙期における書類作成負担などのコストを要して検査をしている状況。 ➢ そのため、法律に基づく一律の規格・検査は廃止し、検査を受けなくても米トレーサビリティ法に基づく表示を可能とし、国の交付金の交付対象とするなどの見直しを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家畜排せつ物や産業副産物は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、肥料として有用であるが重くて散布しにくい等の理由から、近年、堆肥施用量は減少している。また、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥の連用により、地力が低下し、収量の低下等が懸念されている。このように生産現場が大きく変化しているにもかかわらず、肥料取締法では堆肥と化学肥料を配合することを原則認めておらず、農業者は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要がある。 ➢ また、有用であるが制度の制約により、肥料原料として利用できない産業副産物が多く存在している。土づくり役に役立つ家畜ふん堆肥やその他の低コストな副産物原料の肥料利用など、地域資源の有効活用等を進め、地力回復や収量確保を追求するプロ農業者のニーズに応えた肥料生産が可能となるよう、速やかに肥料の法制度を見直すべき。
政策・施策の措置概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年1月31日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物規格・検査に関する規制が議題に上がり、当協会がヒアリングを受け、要請書を提出。 ➢ 要望書の内容にそった規制改革計画(令和2年7月17日)が閣議決定。その後、関係省庁において、必要な検討を実施。 ➢ その結果、農産物検査を受けなくても、産地、品種、産年の3点セット表示が可能(令和3年7月～)になったほか、ナラシ対策等の国の交付金対象とされた(令和3年4月～)。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通肥料と特殊肥料を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料などの生産を可能に見直し。 ➢ 登録済の肥料同士の配合に加え、造粒等を行った肥料も届出だけで生産可能に見直し(以上、令和2年12月施行)。 ➢ 成分量等の表示に加え、肥料の効果の発現時期(緩効性)等の肥料の効果に関する表示についても基準を定められるよう見直し(令和3年12月施行)。

項目	<p>7 物流の効率化 (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-1-(1))</p>	<p>8 農地中間管理事業の見直し (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(1))</p>
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 物流業界の人材不足を背景に、物流コストの上昇だけでなく配送も困難な事態が見られる他、農業者はドライバーの負担軽減に向けた協力も求められている。今後、状況はさらに深刻化することが確実であり、食料を安定供給する上で農産物流通の効率化は極めて重要な課題である。 ➢ 物流の効率化・最適化に向けて、国土交通省、経済産業省及び農林水産省が一丸となって地域や業種の垣根を越えた幅広いデータの収集・分析を行い、大きな戦略を描いた上で個々の施策を立案すべき。また、配車・積載情報等の共有・透明化する業種・業者横断の全国的なトラックの空車情報のプラットフォーム等のシステム構築に向けて、省庁や事業者の枠組みを越えて取組み、効率化によるコストの抑制に繋げるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地中間管理機構が行う事業については、担い手にとって使いやすい基盤整備の一層の推進や意欲ある担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地の受け手となる地域のリーダーの育成・確保と一体的な制度に改善を図るべき。 ➢ また、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きの簡素化を進めるとともに、農地利用集積円滑化事業などの農地の賃借に係る類似制度については可能な限り農地中間管理事業へ一本化し、農地の集約化が強力に進むような制度とするべき。 ➢ なお、今後は農地の出し手が増えることで、徐々に担い手へ農地の集積が進むことが見込まれるが、売買ではなく集約化しやすい賃借を推進するような施策を検討する必要がある。
政策・施策の措置概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農林水産省、国土交通省、経済産業省と合同で関係者の相互理解の下、サプライチェーン全体で一貫した合理化対策を検討するため、地方自治体、発荷主・運送業・着荷主の団体等からなる「食品流通合理化検討会」（令和元年10月～）を設置。 ➢ 令和2年4月にこれまでの検討結果を「食品流通の合理化に向けた取組について（第1次中間取りまとめ）」として、論点、課題、対応策を取りまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和元年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立。 ➢ これにより、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一本化、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きが簡素化（配分計画案の縦覧、利用状況報告の廃止）。

<p>項目</p>	<p>9 農地所有適格法人の要件緩和 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2)-②)</p>	<p>10 認定農業者制度の広域認定 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅰ-1-(2)) (平成29年6月15日「農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅰ-1-(2)-②)</p>
<p>提言内容</p>	<p>➤ 広域あるいは複合での大規模農業経営を営むに当たって、持株会社体制への移行を含め複数法人における役員として経営をする場合、すべての法人において農地所有適格法人の議決権・役員要件を満たすことが現行制度上不可能となっているため、要件については柔軟に運用を行うべき。</p>	<p>➤ 認定体制について、現在と将来を見据えた農業経営の実態に即して見直し、特に、広域で営農する農業法人等については、国や都道府県が認定を行うとともに、地域産業の維持・雇用創出に意欲的に取り組む農業経営を支援する税制措置などの優遇措置を検討するべき。</p>
<p>政策・施策の措置概要</p>	<p>➤ 令和元年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立。 ➤ これにより、役員グループ会社間の兼務が可能となるよう、常時従事要件を特例的に認める仕組み(※)が拡充。 ※ 役員過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であり、役員又は重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)</p>	<p>➤ 平成31年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が可決・成立。 ➤ これにより、複数市町村で農業を営む農業者の場合、市町村に代わり、都道府県又は国が認定する仕組み等が創設(令和2年4月～)。</p>

項目	<p>11 コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2)-③)</p>	<p>12 令和2年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-(5))</p>
提言内容	<p>➤ コンクリート張りをした農地の扱いにおいて、すでに転用等をしたものについても、農作物の栽培施設の底面等で農業者が希望する場合であれば、速やかに農地として取り扱うべき。</p>	<p>➤ 平成28年4月の電力小売りの全面自由化に伴い、かんがい排水や電照栽培等に対して低価格料金が設定されている農事用電力については、平成32年(2020年)3月末まで経過措置として存続しているところ。</p> <p>➤ 当該経過措置料金の撤廃は、土地改良区への賦課金増加や施設園芸における電気料の負担増等、農業経営に与える影響が大きいことから、引き続き同水準で供給するような制度や仕組みを講じるべき。</p>
政策・施策の措置概要	<p>➤ 本件については、規制改革推進会議農林WGにおいても議論。</p> <p>➤ 農水省などでの検討を経て、平成30年5月11日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が可決・成立。</p> <p>➤ これにより、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しない取扱いとなった。</p>	<p>➤ 平成31年4月26日開催の「第17回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」の資料「電気料金の経過措置に関する報告書」において、令和2年4月以降は、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域のみ、経過措置料金が存続されるが、電力・ガス取引監視等委員会は、全ての供給区域について、指定旧供給区域として指定を行うことが適当と評価。</p> <p>➤ これに基づき、経済産業省は令和2年4月以降も全国すべての地域で、低圧需要向けの電気料金の経過措置を継続。</p>

<p>項目</p>	<p>13 種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立</p> <p>(平成29年6月15日「農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-1-(4))</p>
<p>提言内容</p>	<p>▶ 世界規模での農薬・種子メジャーの再編が進む中で、安定的な資材調達を中長期的に実現するための国家戦略を確立すること。また、国産の種畜や種苗の研究開発を促進させるとともにブランド戦略を強化し、国産種苗等の特許を守るための体制も構築すること。</p>
<p>政策・施策の措置概要</p>	<p>▶ 種苗法の一部改正により、以下などを措置(令和3年4月1日施行)。</p> <p>(1) 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようになるための措置(令和3年4月1日から)</p> <p>① 登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。</p> <p>② 輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける。</p> <p>(2) 自家増殖の見直し(令和4年4月1日から)</p> <p>育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。</p>



コスト高騰の影響等 (コスト高騰緊急アンケート2022.12)

概要

調査期間	: 2022年11月19日(土)～2022年12月2日(金) (14日間)
調査対象	: 公益社団法人日本農業法人協会正会員
調査方法	: WEB 又は FAX による回答
調査目的	: 農業生産現場におけるコスト高騰による農業経営への影響把握
有効回答	: 460先 (回答率: 22.1%/調査対象先数 2,082先)

<調査結果の要点>

- (1) 肥料・飼料など経費は 2021 年 10 月比で「上昇」が 97.2%
- (2) コスト高騰を受け、「価格転嫁した」が 45.0%で、前回調査より 16.3 ポイント上昇
- (3) 販売先で「値上げした」割合が高いのは、「消費者への直接販売」など
- (4) 前回調査(5月)で価格転嫁できていなかった先の 30.6%が「価格転嫁」を実現
- (5) 「価格転嫁できた」要因は、「交渉でコスト高騰の理解を得られた」が最多
- (6) 販売価格を値上げするも、88.9%の先ではコスト上昇分をカバーできず
- (7) 価格転嫁できない要因は「無条件委託販売としているため」が最多
- (8) 経営維持には「15%以上～30%未満」の利益率が必要と 32.8%が回答
- (9) 適正な販売価格の形成に向け、「公的な制度や仕組みが必要」が 77.4%
- (10) 今後、周辺農家で見込まれる動きは「離農者(廃業又は倒産)の増加」が最多
- (11) 食料の安定供給に向け、「需要に応じた生産」に 90.9%が意欲的も、その推進には「労働力不足」が課題
- (12) 円安や世界的人口増などを受け、「輸出」に 59.1%が前向き姿勢

Ⅲ - (2). 【当協会の主な活動】次世代農業サミットについて

■次世代農業サミット(令和4年7月、令和5年2月開催)

若手農業者のネットワークの構築や次世代農業の創造・発展に向けた研修会を開催!

～令和4年度は2年半ぶりに対面での開催が実現～

〈第9回大会〉7/20(水)～21(木)

■場所:品川フロントビル ■参加人数:153名
1日目テーマ:企業の有機農業
2日目テーマ:先端技術の活用

「持続可能な農業への挑戦」をテーマに、基調講演・グループディスカッション・パネルディスカッションを実施しました。

〈第10回大会〉2/21(火)～22(水)

■場所:沖縄コンベンションセンター
■参加人数:181名

1日目テーマ:攻めの農業の資金調達
2日目テーマ:地域資源の活用と投資

農業法人の様々な資金調達手法や企業との戦略的提携について、全国から沖縄に集まった農業経営者が熱い議論を交わしました。3年ぶりに交流交歓会も開催!

〈令和5年度開催決定!〉

7/11(火)～12(水)福島・スパリゾートハワイアンズ

2/8(木)～9(金)東京都立産業貿易センター浜松町館

▶facebook:<https://www.facebook.com/jisedai.nogyo.summit/>

先進的農業の発表や講演、グループ討議があなたのアグリビジネスを加速する

the next generation agricultural Summit
次世代農業サミット

集まれ!ニッポンの次世代農業者たち

日本の農業を変えよう

農業経営の発展に意欲ある農業者を募り「次世代農業サミット」を開催します。先進的な取り組みを行う農業経営者の経営体験を発表し、参加者間でのグループ討議を行い、その課題解決の本質を探ることで、経営ノウハウや知識を学びます。また、同じ悩みを抱え、奮闘する、信頼できる仲間のネットワークを構築し、次世代農業の創造及び発展につなげます。



参加者の声

- ・普段であれば聞きにくい質問にも、講演者が腹を割った回答をしてくれたのが良かったです!
- ・全国の経営者とディスカッションすることで、自身の農園での課題解決の糸口が見えました!

「日本中央競馬会 特別振興資金助成事業」

日本中央競馬会（JRA）は、社会貢献の一環として、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業に対して支援（助成）を行っています。

当協会では、畜産経営を事業対象として、会員の経営基盤の強化や発展に資する取組みを検討・提案し採択されました。

人材確保・育成に係る人事評価制度調査事業の概要図

R5年度 事業実施主体：公益社団法人 日本農業法人協会

背景・目的

- 国内における人口減少に加え、基幹的農業従事者数の減少及び高齢化もあり、**畜産経営における人材確保は急務**
- 外国人材を含む人材の確保に向け、他産業では定着している**人事評価制度の整備が不可欠**



成果・効果

- 畜種ごとの人事評価シート及び活用マニュアルを作成・普及させることで、**畜産経営を担う人材の確保に貢献**



- 調査研究に基づく政策提言及び経営支援等を実施
- 全国約2,080農業経営体加盟（うち畜産経営体約390先）
- 全国8ブロック・47都道府県組織事務局
- 農業法人実態調査データ（2007年～毎年実施）
- 農林水産省や厚生労働省の人材に係る補助・委託事業を複数受託

<全体フロー>



<各事業フロー>

委員会事業

- 第1回委員会【5月】**
- 実態調査の調査項目を決定
 - ワークショップ開催方針の決定

- 第2回委員会【7月】**
- モデル経営体の選定
 - 現地調査の調査内容を決定

- 第3回委員会【10月】**
- 現地調査の報告
 - 人事評価シート及びマニュアルの策定に向けた協議

- 第4回委員会【2月】**
- 人事評価シート及びマニュアルの決定
 - 委員会総括

実態調査事業

- 実態調査【5月～6月】**
- 調査対象
 - 畜産経営体 約390先
 - 調査項目
 - （経営規模、財務情報、従業員数、福利厚生、人材育成、人事評価制度の効果・課題等）

- ワークショップ【6月～9月】**
- 開催場所
 - 全国8ブロック（北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）
 - プログラム（最大3.0h）
 - 講演（1～1.5h）
 - 意見交換（1～1.5h）

- 現地調査【8～10月】**
- 現地ヒアリング調査
 - 各畜種2先 計8先（酪農・肉牛・養豚・養鶏）
 - 経営概要及び人事評価制度の取組み

普及事業

- 第1回人事評価策定PT【7月】**
- 人事評価制度の課題抽出
 - 現地ヒアリングに向けた課題整理




- 第2回人事評価策定PT【1月】**
- 畜種ごと（酪農・肉牛・養豚・養鶏）の人事評価シート及び活用マニュアルの策定
 - マニュアル構成（人事評価制度とは、人事評価シート活用方法、モデル経営体の事例等）

- 普及【3月】**
- 外国人材向けに人事評価シート及び活用マニュアルの翻訳
 - 入国者数上位4国（ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア）
 - 情報発信（HP・郵送等）
 - 郵送 約930先（関係省庁、普及センター等）

Ⅲ-(3).【会員サービス】 保険サービス

メリット 正会員向けに**割安・おトクな保険料**で加入できる団体保険制度を提供しています！！
「もしも」の時に備える保険・サービスを各種ご用意しております。

■ 会員限定 団体保険制度のご案内（保険等一覧）

No.	名称	概要	会員メリット	
①	 <p>【毎年10月1日開始～1年間】 傷害補償制度</p>	記名式傷害保険	経営者、従業員向けのケガに備える普通傷害保険。加入者一人ひとりについて、複数の加入パターンから任意で選択可能。	団体割引等により、 5% の割引！！（令和5年10月1日までの保険期間での適用となります）
		業務災害補償保険	従業員等の労災事故等によるケガの補償や法律上のトラブル・訴訟リスク等の賠償補償に備える保険。事業所内の全ての方を包括して補償することが可能。	複数社からの見積り取得により、 保険料を比較の上、最適なものに加入できます！
②	 <p>【毎年4月1日開始～1年間】 食品あんしん制度</p>	製造・加工、集荷販売した商品により、事故等が発生した際に保険金を支払う制度。（PL保険・食品リコール保険・品質費用保険）	団体割引の他、認証制度取得による 割引を用意しています！	
③	<p>【毎年3月15日開始～1年間】 家畜再生産費用補償保険</p>	家畜が事故や疾病により死亡した際に、代替家畜導入以降の飼育・肥育生産コスト等の経営継続費用の一部を補償する保険。	<ul style="list-style-type: none"> ・加入手続きが簡単！！ ・保険料が割安！！ ※中途加入不可 	
④	<p>【毎年3月1日開始～1年間】 使用者賠償責任保険</p>	従業員の方等が業務上の事由により被った身体障害について、経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。	加入手続きが 簡単・わかりやすい！！	

Ⅲ-(3).【会員サービス】情報提供サービス




メリット

会員の皆様の経営発展に資する様々な情報提供を行っています！！

■情報提供サービス一覧

No.	名称	概要	会員メリット
①	Fortis (フォルティス) ・毎週木曜日発行	農業法人の経営に役立つ法務や税務、労務、販売戦略などのテーマを週替わりで連載します。号末の「お知らせ」欄には、会合・セミナー等の開催情報や、当協会からお伝えしたい最新情報を集約してお届けします。	協会動向や最新の農業経営に役立つニュースがタイミング良く得られます。
②	農業情報おまとめ情報便 (夏冬発行)	賛助会員およびアグリサポート倶楽部会員の商品・サービス等の情報を協会がとりまとめて、会員の皆様に一括して封書で発送するサービスです。(WEB申込)	企業の持つ商品等の最新情報を業種ごとに見やすく入手できます。
③	経営支援情報提供 ・経営支援プロジェクト ニュース(不定期発行) ・技術ニーズ・シーズの マッチング	商談会や海外展示場/海外視察/金融機関の新商品等について、経営支援プロジェクトニュース(不定期発行)として会員の皆様に都度情報発信を行います。 アグリサポート倶楽部会員等の経済界企業の技術シーズと会員のニーズをマッチングする支援を行っています。	会員ならではの割引料金や優待料金でご利用いただける様々なイベント等の情報提供や、経営発展、新技術導入に資する支援を行っています。
④	信用情報調査サービス	大手信用調査会社のサービスを利用し、新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供します。 ※全ての企業を網羅するものではありません。	相手先の簡単な情報(社名・住所等)のみで手軽にスピーディに参考情報を取得できます！

Ⅲ-(3).その他ご利用いただいている主な事業・サービス等

名称	概要
<p>■ 農業インターンシップ事業 (農林水産省補助事業)</p> 	<p>学生や社会人が農業法人等でインターンシップ(就業体験)を行うことにより、農業への理解の促進や、就職先として農業という業界を知っていただくこと、就職後の農業界への定着率の向上を図ることを目的として実施しています。 受入先農業法人においては人材獲得・採用活動の一環としてインターンシップ生を受け入れることで円滑な雇用につながる場合があります。</p> <p>【概要】</p> <p>①体験コース:ア.一般体験コース、イ.社会人週末体験コース ②体験期間:2日以上から6週間以内で通年可能 ③受入の費用:体験中の食費・宿泊費は全額受入先で負担(原則、住込み。ただし体験者、受入先双方が合意の場合通勤も可とする) ④受入の助成:受入法人には体験期間に応じて助成金を交付、体験者には傷害保険を事業費で付与</p>
<p>■ 農作業安全基礎研修会</p> 	<p>農作業安全衛生に資する講義等を収録した動画教材(全国農業改良普及支援協会・日本農業機械化協会と協力)を都道府県農業法人組織に提供しています。<u>都道府県組織や会員法人の社内で行う農作業安全研修等にご利用いただける教材各種をご案内します。</u>そのほか、希望に応じて研修講師の紹介や各種情報提供を行っています。</p>
<p>■ 外国人技能実習生受入事業</p> <p>■ 技能実習生研修事業</p> <p>■ 特定技能支援事業</p> 	<p>【外国人技能実習生受入事業】 会員における主に農業分野の外国人技能実習生の受入を支援。一般監理団体として制度の適正な運営・円滑な受入れ支援の推進を図っています。</p> <p>【外国人技能実習生農業研修会】 農業分野に従事する技能実習生が農業分野の専門知識、用語、日本における農業一般知識を習得することを支援する研修事業を行っています。</p> <p>【特定技能支援事業】 特定技能外国人のより有効な活用を目的に、調査業務、相談窓口業務、登録支援機関業務、普及啓発業務を行っています。登録支援機関をお探しの場合、ぜひご相談ください。当協会が監理した実習修了予定者の紹介が可能で、人材派遣会社と連携し、特定技能外国人の人材派遣にも対応いたします。</p>

Ⅲ-(3). アグリサポート倶楽部の各種サービス

●アグリサポート倶楽部（略称「ASC」）とは？

- 当協会の活動に賛同し「農業法人の応援団」となって頂く企業等がASC会員です。県組織の活動や正会員の要望等に応じてマッチングを行います。（入会には要審査。令和5年3月末時点166社）
- 当協会では、ASC会員と全国各地で農業経営に励んでいる正会員との交流・提携及び相互理解を深めて頂くため、各種サービスを用意しております。

●ASCの各種サービス例

届けるサービス

ASC会員から正会員へ商品サービス等のお役立ち情報が届きます。

【有料情報提供サービス】

商品紹介やアンケート等を正会員に発信できる有料情報提供サービスです。夏冬定期発行の「おまとめ便」と、随時発行の「耳より情報」により情報提供します。（20頁参照）

交流できるサービス

ASC会員と正会員、又は関係者同士の交流ができます。

【リアル交流会】

年に2回、ASC会員の出展ブースを正会員が対面にて見て回る交流会を開催しております。

【オンライン交流会】

正会員とASC会員が講師でご登壇したり、ご参加頂けるオンライン交流会を開催企画しております。（不定期の開催）

【お申込み先・サービス詳細について】

▶ASCに関するご案内 http://hojin.or.jp/recruitment/i_annai-html/

（ご参考）ASCのご案内チラシ

The image shows a collection of promotional materials for the Agri. Support Club. At the top left is a flyer with a hand watering a seedling, with text: '届ける 受け取る 交流できる' (Deliver, Receive, Exchange/Communicate possible), '公益社団法人 日本農業法人協会' (Nippon Nogyo Kaisha), 'アグリサポート倶楽部のご案内' (Agri. Support Club Introduction), and 'Agri. Support Club 会員' (Member). Below this is a screenshot of a website titled 'グループでみる日本農業法人協会' (View Japanese Agricultural Enterprises in a Group), featuring several bar and line charts. To the right is another flyer with icons and text: '正会員との交流・業務及び...' (Exchange of information and cooperation with regular members...), 'お申し込み、協会の参加...' (Application, association participation...), and 'サービス' (Services). At the bottom right is a QR code and contact information for the Japanese Agricultural Association (JAA).

Ⅲ－(3). Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ

都心の消費者・子どもたちと農林水産業をつなぎ、子どもたちに農業の魅力と楽しさを発信。
未来の懸け橋となることを目指した、体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」

Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ2022開催！

日時：令和4年11月12日（土）～13日（日）10：00～16：00

場所：日比谷公園（東京都千代田区）大噴水広場・芝生広場

主催：公益社団法人日本農業法人協会

運営：Farm Love 実行委員会

制作：NHKプロモーション

来場者数：2日間合計1.1万人

<出店者数41、出店テント数56（キッチンカー含）、ステージコンテンツ数7（延べステージ回数11）>

●「Farm Love withファーマーズ&キッズフェスタ」とは？

- 当協会ではこれまで10回にわたり日比谷公園にて「ファーマーズ&キッズフェスタ」を開催し、消費者や社会に農業と食の重要性と魅力のPRを行っています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020年に中断し、2021年は二子玉川ライズで開催しました。
- Webサイトでは、リアルイベントのお知らせを行うとともに、会員商品が購入できるWebサイトを紹介する「農業者SHOP」、農業法人やASC企業が行う農業・食育に関する動画を紹介する「農業者movie」を掲載中。
 - ▶イベントサイト：<https://farmerskids.jp/>
- 令和5年度は開催に向けて、鋭意イベントサポートクラブと調整中です。

<2022年開催時の様子>



農業機械に乗車体験



農業・食を学ぶワークショップ



▶ トップページ ▶ フェスタとは ▶ 農業者 shop ▶



イベント
サイトを
ご覧ください！

Ⅲ-(4). SNSを通じた情報発信について

Podcast 農業の社長ラジオ



▼視聴はこちらから！



▶ Podcastとは？

- ✓ インターネット音声配信サービス
- ✓ スマホやPCから手軽に聴ける
- ✓ 視聴は無料(通信料がかかります)

Spotify、Apple Podcast、Google Podcastで配信中！

それぞれのアプリで「農業と社長ラジオ」と検索していただくと番組が出てきますので、番組のフォローをお願いします！

■ 毎週配信 ■ スマホやPCで聴ける

ポイント1
全国の農業法人の経営紹介

ポイント2
いつでもどこでも聴ける

ポイント3
仕事しながら聴ける

公式LINE アカウント



▼登録はこちら



■ 最新情報がスマホに届く

経営に役立つ情報を
LINEでお届け！

右のQRコードから「友だち追加」していただくと、自動で届きます。

✓当協会の活動情報 ✓補助事業の情報 など

facebook



■ 手軽に情報をGET

Facebookでも
情報発信中！

右のQRコードからアカウントのフォローをお願いします。

✓当協会の活動情報
✓補助事業の情報 など